

【月刊】

# キャッチ ピース

# 57

通巻136号 / 1997.10.20 定価100円

自衛隊の海外派兵を食い止め、大福軍縮を！  
米軍基地を撤去しよう！  
反核運動を継続し、核廃絶を！  
憲法9条を世界に！  
市民による平和政策を提起しよう！  
草の根の国際共同作業を進めよう！

自衛隊員のみなさん。新しい「日米防衛協力の指針(ガイドライン)」を読んで、何を感じていらっしゃるでしょうか。

自衛隊は1954年の発足以来、今日まで「戦力ではない」「軍隊ではない」ちう建て前をとりつづけ、実態としては交戦権のない軍隊として今日までをすごしてきました。戦後52年間、訓練の最中に多数の隊員が亡くなられましたが、他国の人々を殺害することはありませんでした。「戦争に反対する」という日本の民衆の思いが、みなさんを海外の戦場へ派兵することを阻んできたと言っていると思います。(略)

しかし、今回のガイドライン見直しは、みなさんの命と、日本で暮らす私たちとアジアの人々の平和と命に関わる、危険きわまりない計画だといわねばなりません。

—10月26日、自衛隊「観艦式」が行われたヨコスカ港で、「平和船団」のヨット「おむすび丸」での反戦放送から。

(写真:田巻一彦)



## ちょっと待った! 新「ガイドライン」と ハガキキャンペーン 有事立法

### 新ガイドラインのそこが知りたい!

### 藤井治夫さん①

### 新「ガイドライン」と自治体

### アメリカはどう見ているのか?

### ヨコスカ劣化ウランと中国地方の低空飛行

●維持会員(月額)

●参加会員(月額)

●通信会員(年額)

脱軍備ネットワーク

個人 1口1000円

個人 1口 500円

3000円

団体 1口2000円 団体 1口1000円

(会費は本紙購読料を含みます)

# キャッチピース

# 必殺の「仕方ないドロップ」も 切れ味が鈍ってきた ことだし

沖縄の特措法改悪のとき、まるでプロレスの試合で不利になった奴が「今からルールを変更してデスマッチにしろ！」と横車を押して、レフェリーが何とそれを認めてしまい、極悪レスラーの反則攻撃を許しているようなものだと思つた。それからほんの四ヶ月、このレフェリーもまたもどえらいジャッジ(?)をしてくれた。新「ガイドライン」の決定である。

その余りに理不尽な内容については、エライ人たちがあちこちで言及・分析しているからここでは触れないのだが、確かなのは「良いかげん皆、気づきはじめて」ことである。ネボケ頭の僕でさえそうなのだから。

ヨコスカはドブ板通りに、運動家、パンク兄ちゃん姉ちゃん、オーケストラの人、自衛隊から米兵まで入り乱れる偉大

なる食堂兼飲み屋があるのだが、そのあんちゃんが、「何かホントに戦争が始まるみてーだな」と言っていた。米艦の民間港入港ラッシュのニュースを見た。

日本政府というレフェリー(?)は、常にアメリカなる選手の味方なようだ。袖の下でももらっているかと思いきや、何と逆にギヤラまで払っているのである。「思いやり予算」である。

「おぬしは戦争が好きか？」TV番組ではないけれど、街頭インタビューすれば、一〇〇人中「好きです。賛成」と答える人はまずいないだろう。熱心な兵器マニアをのぞいては。(と思いたい)しかし、ここに「プラスα」が付くとほとんどの人は寄り切られてしまうのである。

湾岸戦争では確かにトマホークが人の



10月19日「ヨコスカ・ピースフェスティバル」で、今日も元気にラップを吹くぶら坊。またの名を(ま)。

血を吸った。でも、フセインの親父が強引過ぎたから「しかたない」のです。北朝鮮というおかしな国があって、多数の日本人を拉致したりしている。彼らのミサイルが日本海越しにいつ火を吹くか分からない。だから「しかたない」のです。これを必殺の「仕方ないドロップ」と称する。しかしこの必殺技も、ほちほち切れ味が鈍ってきたことを、先程の飲み屋のあんちゃんのセリフは示していると思う。それって本当かいな、方便と違うかと。

どんな必殺ワザでも、繰り返していかれば、誰でも対策を講じるものだ。いつまでもやられっぱなしでは、「九条」がKOされてしまふ。

それからでは、遅いのだから。  
(喝采亭ぶら坊)

## ハガキ運動 橋本首相あて

## ちょっと待った! 新「ガイドライン」と 「有事立法」

「ガイドライン(日米防衛協力のための指針)って何でしょう? 去る九月二四日に日米同時に公表された、この条約とも協定とも単なる口約束とも分らない一片の文書が、二一世紀の私たちの未来をしばろうとしています。

政府はこの「ガイドライン」の「約束」を果たすために各省庁を集めて、「有事」戦時立法の検討に入っています。米軍の空母や指揮艦が日本の民間港に頻繁に入港するようにになりました。その民間港や空港を米軍が自由に使えるよう法律を変えろといひます。民間人も米軍の輸送や医療に協力しなければいけません。

「このままに戦争に協力する」とが「義務」にされてしまったのでしょうか? 主権者の国民に説明があつたのでしょうか? これが「憲法の枠内」だなんて信じられますか? こんなものに私たちの未来を委ねていいのでしょうか?

黙っていたら来年一月からの国会で、クーデターみたいに大変なことが決められてしまいます。政府はまず国民に説明して声を聞け! 戦争でなく平和のための法律を作れ! このハガキを使ってあなたの声を首相に届けてください。今すぐに!

呼びかけ ●脱軍備ネットワーク  
「キャッチピース」

これは、憲法への「クーデター」

ガイドラインとは異なるに、日米が一線になって戦争をする時のマニュアル。「憲法」に知られないようにその細かいことは国民にも伏せられる。これまでの日米の共同作戦は日本が攻められた時にどうするかを中心としたが、新ガイドラインでは、周辺事態が起こった時に日米共同でどう戦うかが決められる。実は「周辺」というのは日本の領土のことではなく、政府の説明では「地理的概念でない」とされ、実際には中東までも「周辺」に含まれる(地図参照)。

「周辺事態」における日米協力の新「ガイドライン」の「約束」

- 民間施設の情報提供と後方支援
- 自治体と民間の協力
- 警戒監視と情報の交換
- 船舶の監視
- 非戦闘員の保護
- 地雷除去
- 日米統合司令部

安条約では日米軍の行動範囲は東と限定されている(地図参照)のだから、これは完全な意図。湾岸戦争のような事態でも日本は自動的に「参加」させられてしまう。新ガイドラインには、安条約の事前協議のような日本側の「拒否権」は全く明記されていないため、しかも米軍とともに戦つのは自衛隊だけではなく、新ガイドラインには、民間人や自治体を「適切に活用」とあり、民間空母や米軍が優先的に使用する。しかし憲法を盾に戦争に協力しないという人が出てきてはまずいので、

政府は有事立法を急いで作るつもり。米軍に協力しないことが「罪」になるわけだ。政治家は「有事立法」を準備しておかないと戦争の時に無茶苦茶になる、と言いつつ、平時の現在でさえ、米軍は地位協定によって日本の法律を無視することが許されている。おかげで低空飛行訓練などもやのたい放題で住民の命が脅かされている。しかもこの米軍に年間2700億円以上の税金を、「思いやり予算」としてつぎ込んでいっている。

199 年 月 日

カンパ1枚20円(大量の場合は割引あり)。切手を貼って投かんしてください。  
申し込みは:キャッチピース●222 横浜市港北区錦ヶ丘10-4-1-B  
tel/fax 045(433)3483 e-mail tamaki@ab.mbn.or.jp

# 新ガイドラインのそこが知りたい

藤井治夫さん  
①に聞く

10.10「ガイドライン見直しに異議あり!」集会(横浜)より。主催:すべての基地に「No!」ファイト!神奈川

聞き手:木元茂夫(派兵チェック編集委員会)  
文責:田巻一彦(編集部)

まず最初に、新ガイドラインの背景についてうかがいたいと思います。アメリカ政府、日本政府そして自衛隊とそれぞれの狙いが微妙にずれているのではないかとという議論が主催者の準備段階での議論であったのですが、また自衛隊内部にも自主防衛派と日米安保基軸派など様々な考えがあると思うのですが、それぞれのようにならぬガイドラインを受けとめているのでしょうか。

細川連立政権誕生直後、細川首相は自衛隊観閲式で「冷戦終結の時代を迎

えて、日本も軍縮の方向に向かっていかなければならない、率先して軍縮のイニシアティブを取ろうではないかと」という訓辞をしました。これに対して色々な意見が自衛隊の中からも出ました。自衛隊OBの佐久間一さんが言ったのは「日本は完結的な防衛力を持つべきであり、地域紛争にも対処できるようなしななければならない」ということでした。典型的な自主防衛路線ですね。一方、林崎という海上幕僚長が海上自衛隊はバランスのとれた、外洋にも出ていける能力を持たなければいけないと発言しました。

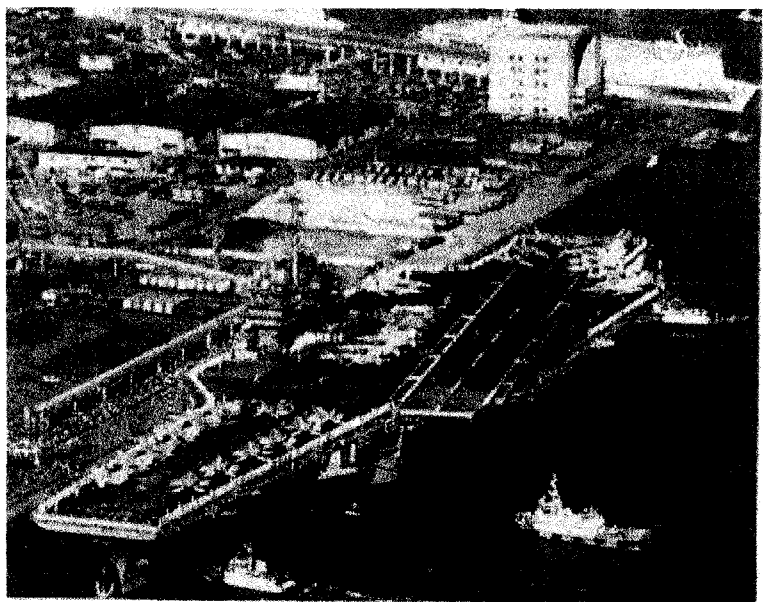
## 「極東の範囲」をはるかに越える「周辺地域」

これらの発言からしばらく後、細川首相が防衛大綱の見直しに取り組み始め、防衛問題懇談会というのが作られる。そこに元防衛事務次官の西廣整輝さんと佐久間一さんが参加した。九四年八月の防衛問題懇談会の報告は、日本の自主防衛派が一応安保を尊重しながら、完結的なバランスのとれた戦力を持つていくという方向を打ち出したものでした。国際的な方針では、渡邊昭夫さんという青山学院大学の教授が起草して、多角的安全保障―これは小沢一郎さんが言っていたことに近いのですが―という言葉を使ったものとなった。

それを見て、これは大変だ、日本は安保離れをしようとしているのではないかと考えたのがアメリカでした。佐久間一さんが後に次のような「反省」の弁を書いています。「防衛懇報告書

に対するアメリカの反応には様々なものがあったが、最大の問題は、日米関係の将来に関する姿勢への疑問であった。すなわち日本は日米同盟関係を離れて多国間の枠組みに安全保障を委ねようとしているのではないかと懸念である」。

ここでまず一発パンチを食らう。つまりアメリカから日米安保が基軸であるということを再確認させられたわけです。それは新しい防衛計画の大綱に現れています。「大綱」を読むと、「日米安全保障体制」という言葉がものすごくたくさん出てくる。日米安保体制を確認させられて、そこを基軸にしてやっていくということになった。そういう意味では「防衛計画の大綱」が村山政権の末期にできることで、大体的勝負はついたということができま



空母として初めて民間港小樽に入港したインディペンデンス。接岸をサポートしたタクボート三隻のうち二隻は小樽市の所属、一隻は石狩新港から調達された民間業者のものだった。小樽は空母入港のための「民間能力活用」の実験場だった。



軍事評論家・著書に「日米共同作戦の徹底研究」など。

### 新ガイドラインの言葉① 周辺事態

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。

す。

年が明けて、昨年の一月に橋本内閣が成立、四月に「安保共同宣言」が出る。安保共同宣言のキーワードは「アジア太平洋地域」です。この「アジア太平洋地域」のことを今度のガイドラインでは「周辺地域」と言っている。そう理解すればいいでしょう。これは、日米安保という「極東の範囲」をはるかに越えた概念です。

もう一つ国内政治的な側面から見ると、渡邊昭夫さんが今年の五月に出た、「ジス・イズ・ヨミウリ」の臨時増刊（「憲法改悪特集」のようなものなのですが）に、防衛問題懇談会は「憲法改正論は取り上げない。その代りに現行憲法の範囲内でできる極限を探る」という考えで作った、と書いています。解釈改憲で最大限どこまでやれるかを書いたというわけです。しかし、少なくとも憲法を建て前として掲げている以上出来ないことがある。それは「周辺事態」への対処です。

それを敢えて踏み込んだのが新ガイドラインです。アメリカに踏み込まされた理由について佐久間一さんは、こういう弁解をしています。「防衛問題

懇談会において時間的制約があつて十分な論議が尽くせなかつたと感じている事項に、わが国周辺事態における日米協力の問題がある」。時間はいくらでもあつたはずですが。時間の問題ではなくて、それは出来ないと言う前提があつたからやらなかつただけのことです。それを今度は「ガイドラインの見直し」という形でやったということでは。

防衛庁の中には色々な考えがあつて、陸上自衛隊は「陸だ」、海上自衛隊は「海だ」と色々言うけれども、詰まるところは、大体において安保基軸でアメリカを補完する役割を果たしながら、その中で力をつけていく。いわば丁稚奉公のようなものを当分続けようということに落ちついたと私は見えています。

—今回のガイドラインの中に「共通の実施要領」という言葉があります。これは「交戦規則」を整備するという意味だと言われていますが、今の自衛隊は「交戦規則」を持っていないのでしょうか。あるいは限定的なものを持つているのでしょうか。

## 「ともに戦う軍隊」から「ひとつの軍隊へ」

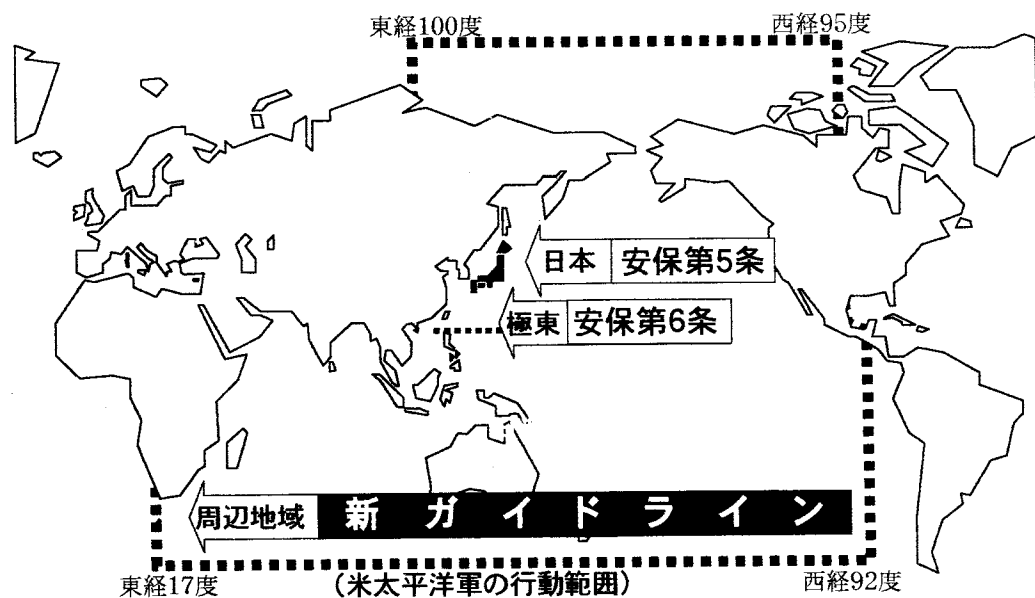
か。  
「共通の実施要領」、「共通の基準」、「共同作戦計画」、「包括的メカニズム」、そして「調整メカニズム」：色々な言葉が出てきますが、このうち「実施要領」は、七八年のガイドラインにすでに出てきています。そして、それはすでに相当部分が出来上がっていると考えていいでしょう。

「共通の実施要領」というのは、例えばNATOには随分たくさんありますが、その中に「標準化協定」というのがあります。秘密のものをのぞいてざっと数えて三五の標準化協定があります。自衛隊の場合も順次作られているのであつて、どこで作るかと言いますと日米共同演習です。そこでは実施要領的なものを作成し、実際にやってみて不具合を是正するというのが非常に重要な課題とされています。日米の軍

隊が一緒に行動する以上、どうしても実施要領的なものが必要になってきます。前のガイドライン以降二〇年間共同演習を本格的にやってきたわけですから。共通の実施要領も出来ていると考えるのが自然です。

その実施要領の上に「作戦運用上の手続き」と言われているものがある。これは七八年のガイドラインにはつきり出てくるのですが、今後の場合は、この言葉は出てこない。じゃあなくなったのかというと決してそうではない。

新ガイドラインを読んで見ますと、「共通の実施要領等の確立」とある。この「等」というのがくせ者です。防衛庁や外務省の文書には「等」という言葉がいっぱい出てきて、その「等」の中に実にたくさん重要な意味が含まれている。ですから「作戦運用上の



### 新ガイドラインの言葉② 調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

### 新ガイドラインの言葉③ 包括的メカニズム

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

### 新ガイドラインの言葉④ 共通の実施要領

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。

手続き」もこの「等」の中に入っていると読みとるのが正しい。では「作戦運用上の手続き」とは何か。日米共同作戦のための手続きですね。

その一つに防空作戦の時に使われる、従来「松前・バーンズ協定」と言われていたものがあります。これに従って防空作戦をやる時に「実施要領」が使われる。こういう構造になっているのです。

「松前・バーンズ協定」そのものは、一九五九年頃に作られたもので、極秘の文書でした。岡田春夫さんが衆議院で暴露されて明るみにでたものですが、これは内容はもう変更されていると思います。

その「松前・バーンズ協定」には、具体的にはどのようなことが書かれているのでしょうか。

「日本の防空実施に関する取り扱い」とあって、目的、運用の構想、航空警戒管制のやり方、要撃機の運用の仕方等々について、米第五空軍司令官ロバート・バーンズさんと航空総隊司令官・松前さんとの間で交わされた取

り決めです。防空作戦において、運用するのは日本の航空総隊ですが、そこにアメリカの代表が詰めていまして、アメリカ軍機に関してはアメリカが指揮をとる。それから、交戦規則については、自衛隊は自衛隊の要撃準則というのを使い、第五空軍の要撃機は太平洋軍の交戦規則を使う。武器の使用についてはそれぞれの国の指揮官が行うというようなことが書かれています。

これらはその後七八年のガイドラインが出来て、日米共同演習が強化される中で改訂されていると見た方がいいのですが、この類のものが、防空作戦だけでなくいろんな分野で作られていると考えられます。これらが「作戦運用上の手続き」です。

一方、実施要領の方は、もつと細かい、具体的な行動に必要な手続きですが、これも相当出来ていると思われる。どういふものがあるかということ、NATOの標準化協定を見ますと、落伍者をどう統制するか、戦没者の仮埋葬手順をどうするのか、部隊の交代手順をどうするのか、情報の報告、戦場の照明、住民の疎開：などなど細かい

## 基地の拡大使用と、 後方支援。それが眼目

取り決めがされています。それがあって初めてNATOは共同作戦を展開できるのです。

例えば日米共同演習一つをとっても。自衛隊の砲兵部隊と海兵隊が一緒にやる場合、うっかりすると自分のところが撃たれかねない。細かい規則を共有していることが重要なのは明らかです。

日米の部隊は一体化する方向に進んできたのがこの二〇年間の経過であり、その上にあたって新ガイドラインのもとで完全に一体の「共同」ではなくて「二つの軍隊」になっていく。そう考えるべきでしょう。

新ガイドラインでは、自衛隊に「機雷除去」「臨検」など新たな任務が課せられています。来年の通常国会で、おそらく自衛隊法の大幅改

定がもくろまれるだろうということですが、アメリカが一番日本に求めているのは何なのでしょう。

日本に最も期待されているのは、何といっても有事における基地の拡大使用とそれに対する日本側の支援であり、第二には、自衛隊、政府、地方自治体等による後方支援です。アメリカの言い分ではこれらがとりあえずは九〇%とされています。

その次に期待されているのが運用面における日米協力。これは警戒監視、機雷除去、海・空域調整などです。自衛隊にも戦闘部隊と後方支援部隊があるのですが、これらは自衛隊の戦闘部隊が行う行動です。警戒監視というのは、偵察機の部隊とかAWACS（早期警戒管制機）、E2Cの部隊、P3C部隊が動くわけです。共同作戦的な

### 新ガイドラインの言葉④

#### 共通の準備段階

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に關し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に關しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

### 新ガイドラインの言葉⑤

#### 施設の使用

(イ)施設の使用 日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港灣の一時的使用を確保する。

### 新ガイドラインの言葉⑥

#### 後方地域支援

(ロ)後方地域支援 日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。



てか知らずか、お祭り気分が浮かれるノ  
ンキな市民の姿が溢れた。「小樽市最大  
のイベント・うしお祭りでも三日間で六  
〜七万人の出入。これだけの人の記憶は  
ない」と疲れた表情で語ったのは人員整  
理中だった市幹部職員（九月九日「毎  
日」）。十五万六千人の町に一日で訪れ  
た見物人は十三万人。うち五十人が日射  
病で倒れ病院へ。その後も出入は続き停  
泊中計三〇万人が空母を見物した。

今回の空母の寄港に小樽市は揺れた。  
寄港反対の申し入れは市民・団体・労働  
組合などから約八五件（九月二〇日「朝  
日」）。小樽市は①核兵器搭載の有無②  
商船の出入りや港湾業務への支障の有無  
③入港着岸の安全性の三点を判断基準に  
埠頭の使用許可を検討したが最終的には  
受け入れを決めた。この間小樽市議会は  
寄港反対の意見書の提案を見送った。た  
だし、商業港の軍港化に反対の意思表示  
の一端として、歓迎レセプションには市  
長は欠席し助役が出席、艦長の表敬訪問  
は市役所以外の場所に設定した。そし  
て、今回は次回とし、今回のことでイン  
ディペンデンスの寄港にフリーパスのお  
墨付を与えたわけではないと説明。しか  
し、現実には米軍にとって成果の大きい  
寄港実績となったことは確か。

より」。NTTの電話回線も引かれ  
た。市職員の非日常業務は二日間の見物  
人整理に延二二〇名の動員（九月九日  
「朝日」）。時間外手当は九三五万六千  
円（九月二六日「神奈川」）。他に見物  
人用の移動トイレ八一基、ガードフェン  
ス二四〇基を用意。総支出一七〇〇万円  
として小樽市は国に請求するという。支  
払われるのはもちろん国民の税金から。  
米軍の自己負担ではない。財政再建がい  
われる厳しい財政状況の中でまたムダ使  
われたかもしれないとみる人もいる。しか  
し、もし有事立法でも出来れば、国家は  
有無を言わず自治体や民間に協力を要  
請する。その瞬間を迎える日は近いのだ  
ろうか。

### 〈矢白別〉実弾砲撃訓練

沖縄での実弾砲撃訓練の本土移転先五  
カ所のうちのひとつが矢白別演習場。  
「治安を保つための警備が町民の文化・  
スポーツを制限し、日常の暮しが出来な  
いのはおかしい」との批判が出た別海町  
（八月一六日「毎日」）。警備の目的は  
「米軍の装備、武器や人員の輸送への妨  
害行為を防ぐのが主眼で、事件・事故に

### 自治体の負担・民間の協力

今回のインディペンデンスの小樽寄港  
で小樽市は何をどう担ったのか。見物人  
の整理に当たった市職員の過重労働、人  
件費をとっても、市役所の通常業務への  
影響を考へてもその負担は大きかった。  
協力はまず三隻のタグボートによる着岸  
に際しての水先案内から。タグボート二  
隻は小樽市営のもの、他の一隻は業務提

現地調査  
インディペンデンスは  
小樽でなにを  
してきたのか

自治体と民間の  
「能力」はどのように  
「活用」されたのか。  
新ガイドラインの  
先取り、  
空母の小樽入港を  
検証する。



1997.10.9、10.17加筆  
非核市民宣言運動・ヨコスカ  
200円

必読文献。買ってよむべし！

も対応するため」と警察は説明。九月十  
八日から十日間の訓練のために道機動隊  
員ら一〇〇〇名は中央公民館、総合ス  
ポーツセンターなど四施設を一カ月間借  
りきって宿泊。この間住民の利用はいっ  
さい不可。米軍の日常訓練・軍事行動は  
地域住民の日常生活に優先する。こうし  
て本来米軍基地のない北海道も次々に簡  
単に米軍基地化を成し遂げていく。

### 〈新潟〉新潟港が 有事使用リストに

新潟港が、米国側が日本政府に提出し  
た「日本有事の際米軍に一時的に使用を  
認める民間空港、港湾リスト」の中に  
入っていたことが明らかになり新潟が揺  
れている。

「新潟大学付属病院、県立がんセン  
ターは共に良好な設備とスタッフがそ  
ろっており、すべての医学的・外科的専  
門分野を扱う」「新潟大病院のベッド数  
は六九〇床」「艦船の修理設備は新潟エ  
ンジニアリング・佐渡汽船に」など朝鮮  
有事を想定し、米軍側はすでに医療機関  
や港湾設備についても綿密に調査済みで  
あるとの報告書が存在することを市民新  
党にいがたが明らかにした（九・五「毎

携先の石狩新港からの調達だった。そし  
て着岸直後給水開始。深夜までの作業。  
市の水道から五日間で計三五〇〇リット  
ル、一三〇万円相当を供給（九月九日  
「朝日新聞」）。ごみ処理は市から委託  
を請けた民間業者が担った。排出量、処  
理費は不明ながら相当であったと推測さ  
れる。乗組員五二五〇名であればごみ処  
理と共に糞尿処理も大仕事。わざわざ糞  
尿船までもが横須賀からやってきていた  
という（非核市民宣言運動ヨコスカ「た

日」。社民党、共産党、新社会党、市  
民新党にいがたなどの政党はこの事態を  
重くみて「ガイドライン見直しの動きは  
地方自治体や民間の権限、能力を利用す  
るもの。行政や市民生活への影響を考へ  
て受け入れに反対を」との見解を明らか  
にして県や市への申し入れや市議会での  
一般質問で行政の姿勢を質している。ま  
た労組や市民団体が新ガイドラインに反  
対する県内組織の立ち上げ準備に入っ  
た全港湾労組新潟支部が「米艦入港に反  
対」の申し入れを県に行なったりもして  
いる（二〇月二〇日「朝日」）。

しかし県や市は一貫して「受け入れは  
日本国憲法の枠内において検討された  
と理解しており、具体的な法整備などにつ  
いては、国における議論を注視してい  
たい」とのコメントを出すにとどまっ  
ている（9・25朝日新聞）。県や市はこ  
の慎重な姿勢をいつまで継続することが  
出来るのだろうか。

### 〈関山演習場〉日米共同演習

十一月三日から約二週間、新潟県内の  
自衛隊関山演習場において日米共同軍事  
訓練が行なわれる。これに際して地元三  
自治体（中頭・中郷、妙高村、新井市）

でつくる岡山演習場周辺整備促進協議会（会長 大塚久郎・新井市長）は陸上自衛隊高田駐屯地司令に八月二十八日付で「訓練に当たり関係自治体との連絡を密にすることや周辺住民の安全への配慮、夜間早朝演習は行わないこと」などの内容を盛り込んだ要望書を提出した（八月二十九日「朝日」）。要望書で協議会は、共同演習の実施間隔が三年から二年に短縮されていることやガイドラインの見直しもされた中で訓練の強化、大規模化、頻繁化、さらには恒久化を懸念しているとの見解も示している。日米双方二〇〇〇名の隊員による今回の演習が周辺自治体の懸念を深めるのは当然といえよう。県としての姿勢が問われるところである。

### 〈東海地方〉修理基地化

新ガイドライン、安保は米軍基地がなはずの東海地方でも自治体と住民を直撃する。東海地方には、新ガイドラインの「米航空機の修理・整備、修理部品の提供、整備用資材の一時提供」の一項目に対応出来る日本の二大航空機生産現場、名航・三菱重工名古屋航空宇宙システム製作所と川崎重工工業岐阜工場があ

る。いざ戦争という時、まさに有事に際して頼りにされる地域なのである。三菱名航小牧工場では自衛隊の戦闘機とFSX（次期支援戦闘機）を、川崎重工岐阜工場では対潜哨戒機を生産している。修理・整備のために運びこむ際使用する飛行場となる名古屋空港は三菱名航小牧工場に隣接し、航空自衛隊岐阜基地の飛行場が川崎重工岐阜工場に隣接する。ベトナム戦争時には川崎重工にはベトナムの戦場で損傷した米軍ヘリコプターが血のりや弾痕をつけて運びこまれていたという。「戦闘機の製造・整備のノウハウを持つたあれだけの工場が空港に隣接している場所は小牧基地ぐらいい。当然、有事には米軍の後方支援拠点として整備だけでなく、傷病者などの空輸拠点としても機能するだろう。米軍機の待機基地として使われるような最悪の事態も想定される」小牧市議の吉田美喜夫さんはこう指摘する（九月二四日「朝日」）。

二〇〇五年には中部新国際空港建設が常滑沖に予定されている。そこに今の名古屋空港の機能移転がはかられば名古屋空港の自衛隊使用はますます増えると思える。これまで多くの米軍機、自衛隊機の墜落事故を経験してきた小牧市、春日井市、豊山町など周辺住民が名

使用反対の請願を不採択、同空港の平和利用促進の意見書提出の動議を否決した（十月一日「長崎」）。九月に県平和センターと社民党県連が県に対し「新ガイドラインの見直しと長崎空港の軍事利用への反対表明」を申し入れた際には県は「軍事利用には反対していく」との方針を示しながらも、見直しは憲法の枠内とされ公式には何とも言えないとの態度だった（九月九日「長崎」）。県議会はともあれ県がこれまで通り「軍事利用には反対」の姿勢を変えないことを期待したい。

## 高知県が港に「神戸方式」

### 知事に激励の手紙を！

橋本首相の弟さんが、高知県の港に「神戸方式」を適用しようとしている。県内全港湾について、非核証明のない外国軍艦の入港は拒否する方針を打ち出している。「神戸方式」は、一九七五年に神戸港が外国艦船の入港に際して提出を義務づけた。それまで頻

れてまったく入港できなくなつた。高知県のこの英断。貫かせるのは世論の力。激励の手紙を出そう！

### 【激励先】

七八〇・七〇

高知市丸の内一・二二〇

高知県知事 橋本大二郎様

繁に出入りしていた米軍艦は、核の有無を明らかにしない米国の方針に縛ら

古屋空港の基地化を懸念するなかでの新ガイドラインの発表だった。市民の不安をよそに愛知県は「推移を見守りたい」として国への申し入れなどの考えがないことを明らかにしている（九月二六日「朝日」）。

### 〈大村〉長崎空港の軍事化を懸念

新ガイドラインが長崎空港の軍事化を進めるものであるとして、空港がある大村市が立ち上がった。安保条約の地位協定が認める米軍機の長崎空港利用を好まないことではないがやむなしとしてきた甲斐田國彦市長はすでに昨年六月に運輸省と外務省に「年間利用回数民間空港日本一の長崎空港の軍事基地化は困る」との申し入れを行なっている（九月二五日「朝日」）。有事の際に米軍利用・軍事優先になることは明らか。あくまでも民間空港を目指す長崎空港にとって新ガイドラインは承服できないものなのである。市議会も全会一致で軍事利用反対の請願を採択し、県や国へ提出する意見書も採択した（同）。市民の危機感が薄いのが問題との指摘もあるが大村地区労働組合も抗議活動を始め大村市の反発は大きい。一方、長崎県議会は長崎空港の米軍

長崎空港は米海軍佐世保基地と他基地を結ぶ米軍機が利用している空港である。一九七五年の開港以来二十年来佐世保基地支援の役割を果たしてきた。新ガイドラインは民間空港である長崎空港の軍事基地化を伴いながら佐世保基地の一層の強化を進めるであろう。

こうしていくつかの当該自治体の動きをみてくるとはつきりすることがある。国、県、市、町村…と行政の規模が小さくなればなるほど、つまり行政と市民の距離が近ければ近いほど市民の不安は行

政に伝わり、行政も市民を守る姿勢が明確になるといふこと。国は絶えず「国を守る」と言う。しかし国を守るが一人一人の国民を守ることとは考えていない。自治体は毎日顔を合わせる住民一人一人の生命の安全に責任を持つていて、ことを自覚している。国が強行する政策に県レベルは常に静観。市町村レベルは場合によってははつきり異論、抵抗を示す。市町村レベルが従順であるのは「経済振興」というアメの力。地方分権、住民自治の拡大による民主主義国家に程遠い今の日本。戦争への歩みに他ならない。有事立法化の動きは加速している。米軍の存在が引き起こす事件・事故、日常生活の制限という「被害」の面と、米軍の戦争への協力・負担という「加害」の面の両面で新ガイドラインは日本国民に受け入れられないものである。すべての自治体は市民と共に新ガイドラインにNOと言おう！（\*新聞はそれぞれの地方版）

資料協力 ●山口たか（市民ネットワーク北海道） 中山均（市民新党にいた） 河辺昭敏（あいち反戦の会） 青木雅彦（反戦ドタバタ会議） 宮野由美子（ネットワークさせば） 新倉裕史（市民宣言運動ヨコスカ）

# 地域から、「安保」にももの申す

## 劣化ウラン

横須賀

### 貯蔵疑惑の 浦郷弾薬庫 に立ち入り調査

原田章弘  
横須賀市議会議員

「劣化ウラン弾」の使用・存在

「劣化ウラン弾」の、人体への影響について「化学・放射性の疾患が起り得る」と米陸軍環境政策研究所が、連邦議会へ報告書を提出しています。「湾岸戦争」でも、使用され、「湾岸帰還兵」の中に「湾岸戦争症候群」と

で、何度も「拒否の理由を、文書で頂きたい」というやりとりをした結果、やっと七月十六日付でリンチ大佐(米海軍横須賀司令官)から、自筆ローマ字入の「許可」の手紙を受け取りました。

#### 立ち入り調査の成果と課題

八月十四日午後一時から三時間の立ち入りは、一時間ほどかけてワゴン車で回り、所々降りて説明を聞いたり、質問したりしました。ビデオは許可されず、カメラについても、「ここを撮影してもいいか？」と尋ね、許可されたところだけしか撮影できませんでした。弾薬保管庫の扉の写真さえ「中の弾薬の種類が特定できてしまう」という理由で撮影は許されませんでした。オフィースへ戻り、二時間にわたるやりとりをしました。

- ①半径五〇メートル以内の所に一〇〇戸も民家が隣接している弾薬庫が、本土にあるか。↓米国内の実態はつかんでいない。計算上、民家は危険の「範囲外」。
- ②安全基準の具体的な名前は「弾薬お

いう症状が起っていると聞きます。

イラクでも、子ども達の白血病の発症が増えたと言われています。こんな危険な弾薬が「浦郷弾薬庫」にあると、私たちは考えています。横須賀市の照会に対して外務省が、「横須賀を『母港』とする十一隻すべての艦船の二〇〇機関砲の弾丸として、劣化ウラン弾を使用できる態勢をとっている」

よび爆発物安全基準」か? ↓米海軍用に具体的に示してある、「弾薬および爆発物安全基準」より厳しいもの(今後、情報公開させていきたい)

③「劣化ウラン弾」が当然保管されていると考えるのだがどうか ↓タイプ、薬量についてはテロリストのこともある。言えない。言えば、多くの人に知られ、我々が不利だ。

④広島では、事故想定をシミュレーションして訓練しているが、浦郷にはないのか。あれば公開できるか。↓シミュレーションはないが、どれくらい被害が及ぶかは、計算・評価し、人数制限、薬量制限をしている。

など、さまざま、やりとりをしましたが、十分安全を確認するなどということは出来ませんでした。テロリストに知られては困ると、種類も量も明らかにしないのですから、私たちは、艦船に装備されるなら陸上に補給の弾薬が保管されているはずと「疑う」しかありません。

さて、「沖縄県議会、軍用地返還・跡地利用対策特別委員会」が普天間を視察しようとしたものが「拒否」され

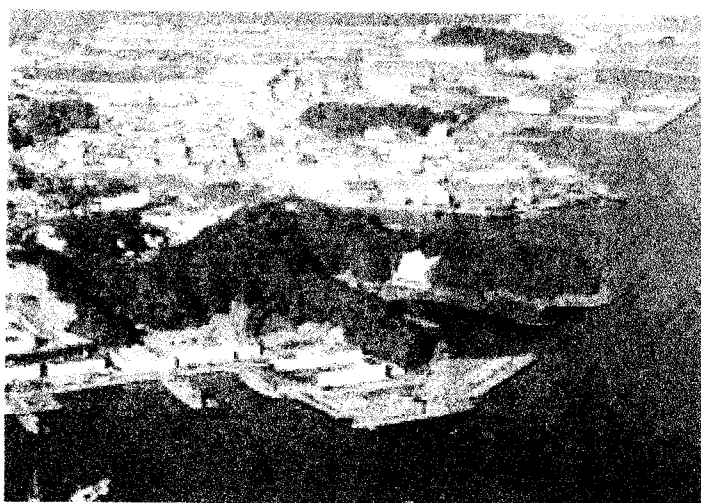
と回答しているのです。艦船に準備があるということは、とりもなおさず、補給のための「劣化ウラン弾」は陸上の弾薬庫に貯蔵されているという事で、それは、浦郷弾薬庫が該当するのです。

#### SACO合意文書を武器に

昨年十二月二日、日米特別行動委員会(SACO)が最終報告を出しましたが、付属文書として、「合衆国の施設および区域への立ち入り手続きについて」がありました。その中に、立ち入りは、「軍の運用を妨げることなく、部隊防護を危うくすることなく、かつ合衆国の施設および区域の運営を妨げることなく行なわれる限りにおいて、すべての妥当な考慮を払う」と書かれています。四月七日、申請しましたが、翌日、理由も明らかにせず「許可できない」との回答がありました。これには納得できず、とりあえず口答

たり、沖縄県金武町でも五件続けて拒否されているそうです。岩国や秋月でも拒否されているといえます。極めて不当な対応だと思えます。今回の立ち入りが、全国の基地をたたかう仲間の一、一つの足掛りになったらいいなと考えています。

基地を撤去するまで、全国の仲間と連帯してたたかうことを表明し、報告と致したいと思えます。◆  
ともに、頑張りましょう。



浦郷弾薬庫

# 低空飛行

## 中国山地

### 中止を求め 市町村が連絡体 全国への波及を!

湯浅一郎  
ピースリンク広島・呉・岩国

十月六日、NHKのクローズアップ現代が、「急増する中国山地の低空飛行」を取り上げた。この企画の背景には、昨年、一年間かけてキャッチピースが行った全国自治体アンケートの結果がある。三〇六の回答のうち二三道県の一三一自治体が低空飛行は「有る」と答えた。米軍が日本全土を「仮想戦場」に見立てて行っている低空飛行訓練の全国的な展開の姿が、自治体の証言によって初めて明らかにされた。北海道、東北、中部、四国地方では八〇年代後半からあるが、中国、九

州、群馬などでは最近三〜四年間に低空飛行が目撃されるようになっており、九〇年代に入って新たに訓練ルートが設定されたことが明確になった。

二月、三次市の市街地近くで、夜間に低空飛行があり、広島県が米軍に問い合わせたところ、岩国基地所属機であることを認めた。更に、恒例の五月五日の基地公開日に地元のテレビ二社が、ハリアアのパイロットからインタビューを行った。ブラウルートを飛んでおり、眺めがきれいで楽しい。広

島県北部にエリア型の訓練空域があるはずだと問うと、エリア567だと明快に答えた。私たちが、自治体アンケート、住民からの聞き取り、そしてマニア情報を総合して推定していたものが、当事者の言葉として実証された。

そして、六月二六日、県北の君田村など三つの村長が出席して、「米軍の低空飛行の即時中止を求める広島県北連絡会議」（会長・藤原清隆君田村長）が結成された。

さらには七月二三日、広島県は在日米軍基地を抱える十四都道府県でつくる「涉外関係主要都道府県知事会連絡協議会」（会長・岡崎洋神奈川県知事）で国内の航空法の適用を受けない米軍機についても最低安全高度を順守するよう、国に日米地位協定の見直しを要請する項目を入れるよう提案し、外務省と防衛施設庁などに申し入れた。これまで米軍側に飛行訓練の実態説明や低空飛行の中止を申し入れてはいたが、具体的改善項目を挙げて日米地位協定の見直しにまで踏み込んで要請したのは初めてのことだ。

これらの動きは、必ずしも私たちが

ロビー活動をして作ったものではない。ものごとが前進する時というのは、最初に動き出したところだけでなく、それぞれ独立した動きが、間接的に影響しあいながら、幅がついていくものだと改めて実感する。この動きが、東北、中部などにも飛び火していけば、関係した県は二三にもものぼる。新ガイドラインで、有事に戦争を想定しての体制づくりが進められようとしているが、そんなことの前に、まず基地と軍隊によって、住民が受ける人権・生活権の侵害をこそ解決する協議が行われるべきである。

◆ その際、低空飛行問題は最も典型的な事例になるはずだ。

(第三種郵便物認可)

## 低空飛行に反対 自治体連携

### 14町村、県も動かす 住民過半数が署名

広島県 君田村など 住民過半数が署名

#### 有事の影

米軍機の低空飛行訓練ルート下にある中国山地の山里で、日本の前線基地化が進めば、訓練が強化され

騒音や墜落事故の危険が増す不安が強まっている。広島県内で自治体が連携する元小学校長の組織として訓練中止を求める動きが活発になってきた。

先月、十二回飛来を確認した。今月はまだ二回。ガイドラインの協議中が実施されたのか。広島県内では、牛久保が暮らす窓ガラスが割れたなどの訴えが相次いだ。

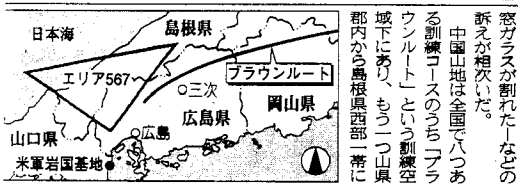
中国山地は全国で八つある訓練コースのうち「ブラウルート」という訓練空域にあり、もう一つ山県郡内から島根県西部一帯に広がっている。

「空飛ぶ暴徒は許さな」と、八日、君田村の農務センターは、怒りが充満していた。三年前に米軍機が墜落した高知県本山町長を招いた集會。米軍の低空飛行の即時中止を求め、県北連絡会の主催。双三郡君田、布野、作木の三村と芳野町など六月に発足。三月で十四自治体に増えた。

「パイロットを超え、安全な空と生活を守るための組織」と会長を務める藤原清隆君田村長。訓練中止を求める署名も四千人を前線がある。



米軍機が墜落した高知県本山町の町長を招いた「米軍の低空飛行の即時中止を求める県北連絡会」の集會(左)と、訓練空域(右)。



# 「星条旗新聞」は 新「ガイドライン」を どのように 伝えているか？

皆川みづえ (編集部)



新「ガイドライン」が米軍の準機関誌「星条旗新聞 (Pacific Stars and Stripes)」でどう扱われているかと思つて、九月からの紙面をめくってみた。まず、九月一日では「インディペンデンスの小樽入港が軍事的役割についての懸念をかきたてている」とある。新「ガイドライン」の先取りと、小樽の住民が危惧しているという記事だ。「住民は核兵器の搭載についても関心をもっているが、米軍当局は肯定も否定もしないと言ふ対応で、教職員組合のイウォ・オチは入港は許せないと言っている」とある。以外としっかり書いている。

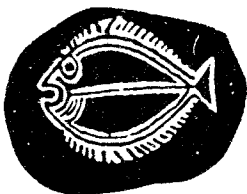
さて、問題の小樽入港時の報道だが、見出しは「好奇心にみちた日本人が海軍の艦船を見に埠頭にぎっしり集まっている」。十六万六千人の人口の小樽市なのに三〇万人の見物客が来たと記者は驚きを隠さない。入港に抗議する行動に参加した人数は二千人だったとある。「入港はガイドラインの先取り」という抗議の声にもふれ、米軍関係者は日本側の反応になかなか敏感なところを見せる。九月には、新「ガイドライン」に直接関係はないが、米軍の敏感さを示す例が多い。九月一日には、佐世保で三台の米軍のホバークラフトが通告なしで動き、

騒音を発生させたと市長名で抗議が出された。これに米軍からの謝罪がただちにあったことを、「星条旗」は伝えている。また同じく佐世保で、原潜ポーツマスの出港を事前通告しなかったと抗議されたから、今度の原潜ヘレナはちゃんと通告するとの当局の弁も報道されている。

肝心の新「ガイドライン」だが、日本で発表された翌日、九月二五日には、在日米軍司令官ホール中将の次のような談話が載っている。「我々相互の役割と氏名をより明確にし、定義し、調整することによって、危機に対応する作戦上の準備、軍事的有効性を改善することになる。：双務的な計画や協力においては発展がみられると思うが、しかしいかなる装備も兵力も訓練上の変化も考えられていない」。では、考えられているのは何かと言え、日本の変化である。九月二五日の記事のタイトルは、ずばり「には新しい協定に合致する法律を成立させねばならない」。日本は地域的非常事態の際にも、その兵力が米軍の支援に乗り出せるような法律や規則を制定しなければならぬというのだ。ホール中将も、基本的には日本の内政問題としながら強い期待を表明している。

ところで、この記事の中にはキャッチピースの主張が紹介されている。「『脱軍備ネットワーク・キャッチピース』と名乗る横浜のグループは、この見直しはクーデターだと主張している。投票を経ずにとられた暴力的行為に等しいというのだ」。だから、法律を整備せよという理屈になると、これはまったくキャッチピースの主張とは違うのだが。困った誤解や曲解はまだある、九月二八日には、コリン・パウエル元統合参謀議長が、日米の同盟関係を賞賛して、次のように言っている。「横須賀港に入港した原子力空母ニミッツに二万人の日本人が訪れた。これを聞いて大変よろこばしく思った」。インディペンデンスに三〇万人集まったことを考え合わせても、とにかく我々の声を直接聞こえる形であげていかねばと思うのだ。

(皆川みづえ／編集部)



## 米国内の日米安保批判派のコメント

### 「日米防衛取り決めの 「標的」は誰か？」

このことへの共通理解が地域に存在しないことこそ新ガイドラインの致命的な弱点。だからこれは実際には役立たないし、いたずらに緊張を高めるだけだ。

チャルマース・ジョンソン

日本政策研究所所長。3月には沖縄海兵隊撤退の共同声明を起草した。原文は1979.11 The Daily Yomiuriより。

九月二四日、日米政府は、来世紀までの両国の軍事的関係を定義する防衛協力に関する指針を発表する。この日米の新しい軍事的関係に関する協議は九六年の橋本首相とクリントン大統領の東京での首脳会談の成果である。両首脳はこの時、沖縄の人々の米軍基地に対する抗議に応えることを装いながら、実際には一九九年前にソ連に対抗するために策定された日米戦略に替わる、軍事同盟の強化策を約束したのである。だが一体、この新しい戦略は誰に対抗するためのものなのだろうか？ ペンタゴンのスポークスマンは、大規模な飢饉に遭遇し、もはやロシアからも中国からも軍事的支援を得られない北朝鮮が依然として脅威であると主張する。北朝鮮は最近、米韓と

の対話を一方的に中止した。エジプト大使の米国内命が理由である。しかし、この亡命事件は、あまりにもペンタゴンにとって都合のよい時に起こったことから、ペンタゴン自身もしくはCIAが重要な役割を演じたのではないかと疑惑がある。日米新同盟が明確に想定している相手は中国である。八月十九日の人民解放軍機関誌は、日中国交正常化をうたった条約は、はっきりと台湾は中国の一部であると確認していることを日本人に想起させた。これに対して、北京訪問中の橋本首相は李鵬首相に、日本は決して台湾の独立を支持しないことを確約した。日本国内では、日米同盟をめぐる波風がたち始めている。米国の在日米軍駐留経

# 会計報告

(978.14~9.26)

## [収入]

○前月からの繰越し	472,739
○今月の収入	91,300
会費収入	84,000
(内訳) 維持団体	12,000
維持個人	0
参加団体	0
参加個人	18,000
通信会員	54,000
カンパ収入	7,000
預金利子	300
資料収入	0
運動収入	0

## [支出]

●今月の支出	111,152
事務所代 (11月分)	40,000
水道光熱費	5,901
電話FAX費	4,158
郵送費	39,208
文具・備品	0
印刷・コピー代	0
振り込み手数料	1,275
雑費	20,610

●次月への繰越し 452,887

\*運動費は運動プロジェクト毎の独立採算となっているため、それにあてはまらない収支のみがこの欄に計上されます。

## 月刊キャッチピース

No. 57 (通巻136号)

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース  
連絡事務所●〒222 横浜市港北区錦ヶ丘  
10-4 ハイツ幸1-B

☎・FAX 045(433)3483

E-MAIL: tamaki@ab.mbn.or.jp

編集●月刊キャッチピース編集委員会

郵便振替●00160-7-136148キャッチピース

定価●100円 (通信会員年間3000円)

米国人は命を危険にさらし、日本人は「情報収集」をするという意味だ。それでもなお、日本には機雷除去や情報収集が「平和憲法」に違反するという議論が起きているのである。

致命的なのは、日本と米国と中国、そして他のアジア諸国の間に、この防衛条約がいかなる状況のもとで何からの防衛を指すものであるかについての共通の理解が存在していないことである。この理由から、新ガイドラインは実際には役立たないし、いたずらに地域の緊張を高めるだけのものにしかならない。

(訳・田巻一彦)

●日本全国総米軍基地化はウソではないと実感しながら、「新ガイドライン」と自治体を執筆。いいの？って感じ。至る所で日米共同演習花盛り。字数の制約もあって第七艦隊の旗艦ブルーリッジの函館入港のことまでは書けなかったけれど、戦力と戦争の放棄を誓った国とはとても思えない状況になって、ほんと、深刻。あらためて愕然。(や)

●妹尾河童の「少年H」を読んだ。これは見事な反戦小説である。これを読みながら、いったいこれからの戦争ってどんなものだろうと思った。というより、だれが、どんな戦争を想定しているのか。自衛隊には一〇〇万発の対人地雷があるそうだが、いったいこの地雷を集めた自衛隊の頭の中ってどうなっているんだろう。軍隊は市民のことを守るものではないことが、やっぱり、つくづく納得された。踏むのは敵だけじゃないことは、地雷の犠牲者が、いまでもこの瞬間にも教えてくれているのに。(りほんの騎士)

●そうなのである。もうエエかげんにせえよおまーら、という気分が募るばかりの毎日なのだ。足の指の付け根にできたイボは痛いし。「沖縄から」は今回はお休みです。発送も予定を2週間後れ。忙しすぎるんだよみんな。じゃ。(た)

## 編集室から

これらが発言が米国側をいらだたせることを心配した梶山静六官房長官は、八月十七日、「中台紛争が勃発した場合に、アメリカからの支援要請を、水の補給すら拒否するなどということが出来るのか？」と語った。これに対して中国外相は台湾海峡問題は中国外交問題の最大でもっとも微妙な問題である、として釈明を求めた。橋本首相は中国向けに「周辺地域」は特定の地域を差すのではないという定義を売り込

うとやっつきになった。他の国では、シンガポールのキシヨレ・マブバニは次のように強調した。「中国を徴発しないためには、日米同盟は防衛的でなければならず、台湾を含まないのはもちろん地域の事情を熟慮することなしに拡大したり、変更したりしてはならない」。通常は友好的である韓国でさえ、日米両国にたいして韓国の主権に影響を及ぼす共同の軍事行動を起こす場合には、事前に韓国と協議し同意を得ることを求めた。

日米安保関係を検討した外交関係協議会(Council on Foreign Relation)のブルース・ストークスとジェームズ・シンは、八月の新聞への寄稿の中で次のように指摘してい

る。「もし、今日朝鮮半島が台湾海峡で戦争が起こったなら米国は日本からタイムリーな支援を期待することはできない」。残念ながら、ストークスとシンの結論は、日本は自らの軍備を増強し、米国製の兵器をもっと買うべきであるというものだが。もし、アメリカ国民が新しいガイドラインが何を提案しているのかを知ったならば、彼らは怒るに違いない。六月に発表された原案には、「日本の自衛隊は、人命および財産を守り航行の安全を確保するための情報収集、搜索、機雷撤去等の活動を行う。米軍は日本周辺地域に平和と安全を保全するための作戦行動を行う」と書かれているからだ。これは、脅威が出現したら、

## 原子力艦入港情報

(96)

1997.9.22~1997.10.31

S=原子力潜水艦(原潜) スタージョン級  
L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

### 横須賀

◇ 09/23 07:55	原子力空母ニミッツ出港。
◇ 10/05 08:41	原潜ブレマートン(L) 出港。
◆ 同日 17:09	原潜ブレマートン(L) 入港。
◆ 10/09 13:50	原潜バフアロー(L) 出港。
◇ 10/10 10:54	原潜ブレマートン(L) 出港。
◇ 10/21 12:55	原潜バフアロー(L) 出港。

横須賀累計(うち原潜): 24(23)

### 佐世保

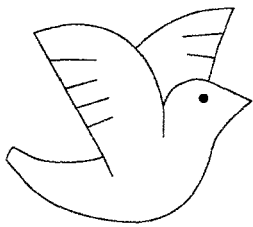
◆ 09/30 09:46	原潜バフアロー(L) 入港。
◇ 10/01 08:41	原潜バフアロー(L) 出港。
◆ 10/04 14:03	原潜バフアロー(L) 入港。
◇ 10/05 09:42	原潜バフアロー(L) 出港。

佐世保累計(うち原潜): 19(19)

### 初代ビーチ(沖縄・勝連町) なし

初代ビーチ累計(うち原潜): 9(9)

●1997.1.1から10.31までの各地の原子力艦入港数:	( )内は原潜
横須賀	24(23)
佐世保	19(19)
初代ビーチ	9(9)
合計	52(51)



# 力ではなく対話を！アジア太平洋地域安全保障におけるNGOの役割

—有事論を越えるために—

## 11.23 (日) - 24 (月・休日) Yokohama

11/23 (日)

**会場◆**  
かながわ労働プラザ 多目的ホールA  
(裏面の地図参照)

午後1:30~4:30  
◆平和資料協同組合設立総会  
午後5:00 開会

- メッセージ 大田昌秀(沖縄県知事)ほか
- 記念講演「アジア地域の安全保障協力」  
前田哲男(東京国際大学)

午後7:00~9:00 ●レセプション  
会場:労働プラザ内「レストラン・ガル」  
(参加費3,000円)

参加費

- 3,000円(2日間通し)  
\*オプション:レセプション 3,000円  
ボートツアー 1,000円
- 賛同カンパ 10,000円  
(参加費含む)

お願い◆  
このフォーラムの財政は、みなさんからの賛同カンパと参加費に大きく依存しています。できるなら、参加費を含む賛同カンパという形でご協力いただけると、とても助かります。

11/24 (月・休)

**会場◆**  
横浜シンポジア  
大会議場 (裏面の地図参照)

午前10:00 開会

<午前10:00~12:00 セッションI>

- アジア太平洋の安全保障と日米安保体制  
ジョセフ・ガーソン(米国) / 沈丁立(中国) / 水島朝穂 / ニッキー・ハーガー(ニュージーランド) / ピーター・ジョーンズ(オーストラリア) / 湯浅一郎

<午後1:30~3:30 セッションII>

- 東北アジア非核地帯の意義  
梅林宏道 / リ・ジャンヒ(韓国) / ロセナ・サラブラ(フィジー) / 川村一之

- 米軍基地と人間の安全保障(環境と人権)  
ダニロ・ピスマノス(フィリピン) / キム・ヨンハン(韓国) / 伊波洋一(沖縄) / キャロル・ジャンコウ(米国) / 仲宗根京子(沖縄)

<午後3:50~4:50 セッションIII>

- ASEAN地域フォーラム(ARF)とNGO  
パティ・ウイリス(カナダ) / 和田長久 / 沈丁立 / ピーター・ジョーンズ / 佐藤晶

<午後4:50~6:30> ●全体討論

11/25 (火)  
<午前11:00~12:30> ボートツアー  
横須賀基地見学など(参加費1,000円)  
10:30 三笠公園・東郷平八郎像(いまだけ) 前集合  
(京浜急行横須賀中央駅徒歩15分)

< 共催 >

平和資料協同組合(ピースデポ) / 太平洋軍備撤廃運動(PCDS)

TEL: 045(563)5101 FAX: 045(563)9907

郵便振替: 00280-0-38075 (口座名: 平和資料協同組合)

協賛: 神奈川平和運動センター、原水爆禁止日本国民会議、憲法擁護・平和・人権フォーラム  
脱軍備ネットワーク・キャッチピース、NEPA(ネパ)の会